

社会福祉法人ケア21 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月1日～令和6年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を減少させる

<対策>

- 令和3年 9月1日～ ITシステムの更新により、現場職員の記録作業の軽減を図り、時間外労働を減少させる。
- 令和5年 4月1日～ 社内検討委員会での検討開始

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

令和3年9月1日～ 取得率の低い部署の職員の原因を確認しながら、年次有給休暇が取得できるような職場づくりを行う

業務を見直しして、全職員が計画的に平均的に取得できるようにする。